

（附則第五十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（賃貸住宅の建替えの実施等） 第四十三条（略）</p> <p>2 公団は、賃貸住宅の建替えに関する計画について第三十一条第三項の規定による意見聴取に基づき関係地方公共団体から申出があつた場合においては、公営住宅又は社会福祉施設（<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。）その他の居住者の共同の福祉のため必要な施設の整備を促進するため、賃貸住宅の建替えに併せて、当該賃貸住宅の建替えに支障のない範囲内で、土地の譲渡その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>（賃貸住宅の建替えの実施等） 第四十三条（略）</p> <p>2 公団は、賃貸住宅の建替えに関する計画について第三十一条第三項の規定による意見聴取に基づき関係地方公共団体から申出があつた場合においては、公営住宅又は社会福祉施設（<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第五十七条第一項に規定する社会福祉施設をいう。）その他の居住者の共同の福祉のため必要な施設の整備を促進するため、賃貸住宅の建替えに併せて、当該賃貸住宅の建替えに支障のない範囲内で、土地の譲渡その他の必要な措置を講じなければならない。</p>